

船舶事故調査報告書

令和7年7月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和6年11月26日 08時00分ごろ
発生場所	兵庫県南あわじ市大園島北方沖 釣島鼻灯台から真方位289° 1,180m付近 (概位 北緯34° 14.7' 東経134° 41.3')
事故の概要	漁船住吉丸は、操業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年11月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 住吉丸、4.79トン HG3-34713（漁船登録番号）、個人所有 第260-49026号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船底外板に破口及びシューピース*1に曲損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約76cm（福良） 南あわじ市には、11月25日21時40分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、船首を北方に向け、船長が船首甲板左舷側で遠隔操縦装置を使用してたこ籠の幹縄に沿って北進しながらウインチでたこ籠の揚収作業中、大園島北方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。</p> <p>船長は、船尾部以外は動くので離礁を試みたものの、離礁することができなかったので、乗組員が所属する漁業協同組合に本事故が発生したことを伝え、その際、友人に連絡して救援を求める旨伝えた。</p> <p>その後、漁業協同組合担当者は、本船の状況が気になり、船長に電話したが繋がらなかったため、海上保安庁に通報した。</p> <p>乗組員は、友人に連絡したところ、携帯電話が繋がらず、その後、風が強くなり波も高くなってきたので船長と共に船体に掴まっていたところ、来援した海上保安庁のヘリコプターにより救助された。</p> <p>本船は、後日、クレーン台船によって本件浅所から引き出された後、同台船上に載せられて南あわじ市福良港まで運ばれた。</p> <p>船長は、約3年前からたこ籠漁を行っており、本事故前日の潮高が高いときに目測でたこ籠を投入したので、本件浅所近くにたこ籠を投</p>

*1 「シューピース」とは、船尾部の一部で、舵の下端を支えるために船尾方向に延長する部分をいう。

	<p>入したことに気付いていなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.0mであった。</p> <p>船長及び乗組員は、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長は携帯電話をビニール袋に入れて所持していたが、乗組員が、漁業協同組合に連絡する際に同袋から出し、手袋が濡れた状態で使用したので繋がらなくなっていた。なお、携帯電話は、乾燥させたところ、使用することができた。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
分析	<p>本船は、たこ籠の揚収作業中、船長が、本事故前日に投入したたこ籠が本件浅所に近かったことに気付かないまま作業を続けたことから、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、潮高が高いときに目測でたこ籠を投入したことから、たこ籠が本件浅所に近かったことに気付かなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、たこ籠の揚収作業中、船長が、本事故前日に潮高が高いときに目測でたこ籠を投入したため、たこ籠が本件浅所に近かったことに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の船長は、漁具を設置する際、潮位の変化も考慮し、浅所から安全な距離を離して設置すること。 ・ 小型船舶の船長は、暴露甲板で作業を行うときは、救命胴衣を着用した上、乗組員にも救命胴衣を着用させること。

付図1 事故発生経過概略図

